

(仮称)青森市環境基本条例骨子案の概要

条例の 制定理由

①ゼロカーボンシティ宣言に係る地球温暖化対策をはじめとする環境政策の推進

○令和6年3月25日に表明したゼロカーボンシティ宣言に基づき地球温暖化対策に取り組む必要がある一方で、人と自然との共生が確保された豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいく必要があることから、環境基本法を踏まえた環境全般について、基本となる考え方（環境基本計画）や市・事業者・市民の役割を明確化する必要があること。

②青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度への対応

○令和7年7月1日施行の「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」により、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的に、法令等に基づくゾーニングが設定されたほか、共生区域の申出や合意形成プロセス等における市の意見の回答等に当たり、外部専門家等からの意見聴取する仕組みが必要となっていること。

ゼロカーボンシティ宣言に係る地球温暖化対策をはじめとする本市の環境政策の推進や青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度へ対応するため、環境基本法に基づき、**(仮称)青森市環境基本条例を制定する。**

環境基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の施策）第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例 運用ガイドライン（抜粋）

第7章 共生区域の指定

3 協議会等について 市町村の職員のみで検討するのではなく、学識経験者等の第三者を構成員に含む協議会等を設置し、協議・検討を行うことが必要です。

(仮称) 青森市環境基本条例

【目的】 環境の保全及び創造についての基本理念を定めるとともに、市、事業者、市民の責務を明らかにすること等により、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

【施策の計画的な管理】 環境基本計画の策定、進捗管理

【施策の推進体制】 環境審議会の設置

条例の 特徴

- 市の環境に関する理念や施策等の基本的な考え方、方針について示す、理念条例の性格を有しており、規制条例ではないため、事業者、市民の罰則等は設けない。
- 市、事業者、市民が果たすべき責務を定めており、3者が協力して地球温暖化対策などの環境施策や活動に取り組んでいく。
- 具体的事項についての規定は環境基本計画等に委ねることとして、条例は施策の方向付けを行うもの。

条例の 体系案

資料1

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

各主体の責務及び役割

第4条～第6条 市、事業者、市民それぞれの責務及び役割

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 施策の基本方針

第2節 環境基本計画

第8条 環境基本計画

第9条 年次報告書

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第10条 施策の策定等に当たっての配慮

第11条 環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生

第12条 規制の措置

第13条 誘導的措置

第14条 環境の保全及び創造に関する施設の整備等

第15条 資源の循環的な利用等の促進

第16条 教育及び学習の振興等

第17条 民間団体等の自発的な活動の促進

第18条 情報の提供

第19条 調査の実施及び監視等の体制の整備

第20条 国及び他の地方公共団体との協力

第4節 地球環境の保全の推進

第21条 地球環境の保全の推進

第3章 環境審議会

第22条 環境審議会

第23条 組織及び運営

第24条 会議

第25条 部会

環境基本計画等の策定、推進、改定や環境の保全に関する基本的事項について審議する環境審議会の設置について規定します。

第4章 雑則

第26条 雑則

条例制定に向けた今後のスケジュール案

- R7.8～9 わたしの意見提案制度（パブリックコメント）実施
- R7.11 民生環境常任委員協議会 ⇒わたしの意見提案制度の結果報告
- R7.11 条例案を提案 ⇒令和7年第4回市議会定例会
- R7.12 条例施行